

第8回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和6年2月8日(木)  
招集場所 江府町役場2多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史	9番	遠藤 功
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	長尾 保	11番	宇田川 保
6番	高津 孝司		
	千藤 誠		竹内 求
	川上 幸恵		見山 収
	浦部 明郎		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について  
第2号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について  
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 松本 良史

5番委員 長尾 保

事務局： 失礼します。定刻よりも少し早いですが、皆さんお揃いですので開会させていただきます。第8回江府町農業委員会総会を開催したいと思います。日程に従いまして進めて参ります。日程2、農業委員会憲章の唱和ということで、本日は船越委員さんの独唱でお願い出来ればと思います。ご起立をお願いします。

船越： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3でございます。会長あいさつをお願いいたします。

会長： 皆さんおはようございます。今年は比較的暖冬で推移をしておりましたが、先月の下旬1月24日から26日くらいにかけて、大寒波、大雪が到来しました。その後積雪が解消するのが比較的わりと早く、来週は一気に気温が上昇して3月並みの予想になるという風に伝えられております。これから三寒四温を繰り返しながら日一日と春めいて来るのではないかなと思います。私の方から冒頭2点ほどご報告を申し上げまして挨拶に代えたいと思いますが、第1点は地域計画の取り組みの意思統一です。先月の農業委員会総会の場において皆さん方から各集落、各地域において地域計画の取り組みに濃淡があると、農業委員会としてのそこら辺の意思統一、情報交換をしっかりとやるべきではないかと言うご意見も頂きましたので、総会后すぐに西岡局長と一緒に産業建設課長のところに向いて、2月の総会以降是非担当者の方にこの総会の場に出席を頂いて、取組状況をご報告いただく等して、産業建設と農業委員会が一体となって前向きに取り組んで行きたいと言う要請をしたところ、課長の方からご快諾を頂きまして、今日最後になります。産業建設課の担当の方から現在取組状況、考え方についてご案内頂く予定になっておりますので、前向きな議論をお願いしたいという風に思っております。2点目は3月の総会を14日に予定しておりますが、この日に総会と併せて研修会を行いたいという風に思っております。講師にJA鳥取西部の加藤誉正常務理事をお迎えいたしまして、江府町における水田営農と生産販売指導についてお話を伺いたいという風に考えております。その講演の後には意見交換の場も設けたいと思っておりますが、この背景は、最近加藤常務と一緒に会議に出席する機会が何回かありまして、その時に令和6年産の稲作について大変前向きなお話を伺っております。一つは江府米の供給量はまだまだ大丈夫ですと、それから米の概算金の価格についても令和6年産はこれからですけどもしっかり頑張りますと、そういう稲作農家にとって大変力強い発言を頂いておりますので、その辺りの水田営農を中心に本町の農業振興について一つ話を聞かせてもらえないだろうかと言う事をこちらの側から要請をし、加藤常務からもご快諾を頂いたと言う事でございます。何れにしましても加藤常務は我々江府町のJAと言う所の農家組合員の組織代表者ですから、お話を伺いながら江府町の農業振興に向けてお互いに意見交換をしたい、またJAの果たす役割は非情に重要だと思っておりますので、有意義な建設的な議論ができれば良いかなという風に考えております。以上ご報告申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入ります。出席確認ですが、本日は全員出席でございますので、



ださい。変更の申請地であります、場所は江府町大字〇〇〇字〇〇△△△番△、台帳地目は〇、面積は△、△△△㎡、申請者は〇〇〇〇さんです。申請者、土地所有者、用途変更者は全て〇〇〇〇さんでございます。5番の同意の有無のところ、同意書は提出していただいております。権利設定の種類は自己所有、変更の目的であります、施設設置者の〇〇及び〇〇〇の用地と言う目的であります。場所としましては9ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の下の方になります。近くには〇〇〇さんのご自宅がありますが、農道を挟んで隣になります所の申請になります。水路につきましては10ページをご覧くださいますと、赤くなっているところが申請地で右側に水路が途中切れている様になっておりますが、道路の下をくぐって〇〇〇さんの方に水路が流れていると言う様な状況であります。詳細につきましては11ページをご覧ください。利用目的が住宅及び駐車場用地と言う事で、施設設置者の方の居宅は築約△△年を経過しており、西部地震の時にも多少痛みは出ていると言う様な事で家を新しく立て直そうと思っておりますが、現在の家が建っている場所と言うのがハザードマップの警戒地域にあたると言う様な事もあります。後子供さんお孫さんとこれから一緒に住むにあたって、もう少し安心した安全な場所に家を建てたいと言う様な思いと、△人家族の居住で現在△台車を所有しておられて、なかなか家の周りにも車が置きにくいと言う様な事も理由であります。予定時期につきましては転用許可後と言う事です。当該協議地以外の土地で実施できない理由と言う事で、先ほど言った様な理由があったり、代替地で家の周りを探されましたが思う様な土地がなかったと言う様な事と、求めようとしている用地につきましては、近くに〇〇〇さんの家があると言う事で、水道等も近くには来ていると言う様な事もあったりしまして、こちらの方の用地の申請が出ました。2番目の協議地の土地の状況ですが、土地改良事業の有無と言う事で圃場整備はしておりません。3番目の近隣農地への影響と言う事で、農業団地の端の方にあり、町道、水路に隣接しておりまして周辺農地への影響は少ないと考えられます。後同意書の方もあると言う事で提出をして頂いております。住宅の立面図、平面図を参考までに付けさせてもらっています。15ページには建物のイメージと言う事で付けております。16ページには近隣農地の方の同意書を頂いております。17ページには農地ではありませんが近隣の〇〇〇さんにも同意書を頂いております。簡単ですが以上です。

議長： はい、ありがとうございます。本件については地区担当委員の方の現地確認を頂いていると思いますので、本高委員、竹内推進委員、お二人にお世話になります。いかがでしょうか。

本高： 失礼いたします。この件に関しまして1月12日午後に竹内推進委員さんと私と現地を確認に参りました。先ほど担当の梅林参事さんからお話があった概要を現地で聞いたところでございます、私的とすれば周辺の方々の同意をきちんと得て頂きたいと言う事を強く申し上げ、影響等についても他の農地への影響も先ほどお話になったとおりで、影響はないのではないかと感じたところでございます。以上です。

議長： ありがとうございます。竹内推進委員いかがでしょうか。





けども、〇〇さんの方が農作業の方を離れたいと言う事でしたので、〇〇〇〇さんが引き受けられまして〇〇〇〇を〇〇たりされると言う事で聞いております。7番も〇〇〇〇ですが、現状は昨年までは〇〇〇〇さんが〇を作っておられました、〇〇さんも体調が悪いと言う事で〇〇さんに返されまして、〇〇さんの方から〇〇〇〇〇〇の方に作ってもらえないかと言う話がありまして、引き受けさせて頂く事になりました。8番、9番の〇〇〇〇につきましては、去年までは10番の〇〇〇〇さんが作っておられましたが、面積が多くて作れないとおっしゃいまして、隣の方で〇〇〇〇の〇〇が〇〇〇〇の〇を作っておりますので、引き受け欲しいと言う話が〇〇〇〇の方からありましたので作らせて頂く事になりました。〇〇〇〇さんにつきましては、農業の方は厳しいと言う事でしたので隣と一緒に〇〇〇〇が引き受ける様な形で話がありました。以上です。

議長： ありがとうございます。農地番号2番から農地番号6番までは〇〇地区ですので山本委員さんよろしいでしょうか。

山本： はい、2番から6番につきましては、〇〇〇〇さんが私の家に来られまして、〇〇〇を貸し借りの関係で借りて作ろうと思っておりますのでよろしくお願ひしますと言う話を聞きまして、最初良く分からなかったんですけども、〇〇〇で契約をするのは今まで見受けられない話だと思ったんですけども、〇〇〇を立ち上げて自分で経営をして、〇〇の〇〇〇〇として〇から借り受けるという形を取って、成る程そう言うやり方もあるのかなと思って、〇〇〇でやって行けば雇用を勧める事も出来ますし、補助金等も出て来るかとも思っていますので、考え方としてはなかなかいい考えだなと思って、〇〇〇〇は集落営農と言うものが作りにくい、後継者がいないと言う事でそう言うやり方を取ったのかなと思ったんですけども、もっと若い人同士で話をすれば、私もいろいろと当たっては見たんですけども、集落営農を立ち上げるにはちょっとやる人がいないと言う現状がありまして、ですからこういうやり方もあるのかなと、将来的にも希望が持てるのかなと言う期待も込めて感動しましたので、こう言う事もやり方によってはやれると言う事を聞きまして、そう言う事も含めてご了解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長： 良く分かりました。続きまして農地番号12番、13番は〇〇地区ですので、森谷委員さんの方からお願ひをしたいと思います。

森谷： はい、〇〇〇〇さんですけども、数年前までは野菜を作っておられたんですけども、ここ数年〇〇〇〇を繰り返しておられる様でして、作らずに投げてあったんですけども、近所の〇〇〇〇さんが借りて作るという事のようにです。以上です。

議長： はい、ありがとうございます。農地番号14番〇〇地区ですので千藤推進委員さんお願ひできますか。

千藤： はい、〇〇の〇〇〇〇さんですけども、大分〇〇〇〇の様で規模を縮小されたいと言う事で、土地の位置も〇〇地区と言う事で同じ〇〇地区の〇〇〇〇さんが変わって耕作をするという事聞いております。

議長： はい、ありがとうございます。農地番号15番から19番は〇〇地区になります。本高委員よろしいでしょうか。

本高： はい、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのところを〇〇〇さんが耕作をされるという事で、28ページに〇〇〇〇さんの場所が、これは〇〇に入る左側の方の〇〇〇〇です。〇〇を作って規模拡大を図って行きたいと言う事です。それから29ページは〇〇〇〇さんの〇〇〇〇になります。先ほどご審議を頂いた農振除外の有りました〇〇さんの〇〇〇〇の約△△△メートル強下がったところにあります〇〇さんの〇〇〇〇を〇〇として規模を拡大して行くと言う事で、〇〇△〇〇の中で〇〇〇さんが一番元気を出しておられて、〇〇から〇〇から〇〇〇から〇〇〇から5カ所くらい借りておられます。以上です。

議長： はい、ありがとうございます。以上担当委員より補足説明を頂きました。それではこれより質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。無いようですので質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第3号でございます。30ページをご覧ください。農地法第3条と言う事で提案をさせて頂ければと思います。次のとおり許可申請があったので審議を求めると言う事で、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めると言う事で提出をさせて頂きました。申請番号4番でございます。所在地が大字〇〇字〇〇〇△△△番、地目は〇〇でございます、△△㎡の1筆でございます。譲渡人は江府町大字〇〇△△△△番地にお住いの〇〇〇〇〇さん、譲受人は江府町大字〇〇△△△△番地にお住いの〇〇〇〇〇さんでございます。〇〇さんの経営面積につきましては、ご覧の通りとなっております。場所は31ページに地図を付けておりますが、家のすぐ横と言うところでございます。以上でございます。

議長： はい、本件については〇〇地区ですので、私の方から補足説明をさせて頂きます。申請人の〇〇〇〇さんは新たな〇〇を〇〇して、そこに〇〇を〇〇され先般〇〇されました。その〇〇の隣接地が当該畑の土地になります。ここは既に原野となっておりますが、雑草が伸び放題でしたが、新たに取得をされました〇〇に〇〇をしておりますので、〇〇〇さんとしてもこれを取得して有効に使いたいと言う申し出がありました。私としては本人の申請を認めさせて頂きたいと言う事で審議の方をお願いしたいと思っております。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。無いよう



ですので採決を取らせていただきます。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第4号でございます。32ページをご覧ください。農地法第4条の申請でございます。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めますと言う事で、申請番号5番、こちらにつきましては春先に農振農用地区域の除外申請をした箇所でございます。所在地は江府町大字〇〇字〇〇△△△△番△でございます。地目は〇でございます。転用面積は△、△△△㎡の内△△△㎡でございます。申請人は江府町大字〇〇△△△△番地△にお住いの〇〇〇〇〇〇さんでございます。自己所有地を転用すると言う事で、町内に〇〇〇、〇〇〇〇を所有しているが〇〇〇離れており、〇〇、〇〇を盗難から守るため〇〇〇の近接地に〇〇〇、〇〇〇〇を確保したいと言う事で申請をされました。33ページ、34ページに位置図と中間図を付けております、当該地が〇〇〇〇〇〇の横に位置しております。申請地を33ページに掲載しておりますが、くぼは△つに分かれておりますけども筆は1つでございます。35ページには申請の箇所と言う事でその1筆の半分を、2段目の半分からを切土をしまして1つの筆にさせて頂きたいと言う事で計画をさせて頂きました。36ページには取水と排水の経路を示しております。37ページには近隣の農地の所有者等の状況を一覧表で示しております。38ページの平面図には〇〇、〇〇〇、使用する〇〇〇〇や現場に置く〇〇〇〇等の配置図を示しております。39ページには断面図を付けております。A断面の道路と書いてありますところが〇〇でございます。B断面と書いてあります所に $t = 10 \text{ cm}$ とありますが、表土を剥ぎ取ったところに碎石を布設すると言う計画でおります。40ページには敷地内排水計画図を付けております。〇〇と〇〇〇〇等を置きますので、隣接する田んぼへの流入が無い様に駐車場には碎石を引いて地下浸透をいたしますけども、新設の水路等を設けて大雨等の時には取水の排水には流れ込まない様な計画になっております。配置については以上でございます。41ページには事業計画書を付けております。事業実施者は江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇〇〇〇〇〇さん、事業の目的は〇〇〇と〇〇〇〇〇〇、申請地は江府町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、△、△△△㎡の内△△△㎡の転用でございます。現在の対応としまして、〇〇としている〇〇に使用する〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇〇を江府町大字〇〇地内に置いておりますが、町内でも遠く離れている事から管理が難しいと言う事でございます。事業の必要性、事業を行う理由と言う事で、創業以来、事業を徐々に拡大してきた〇〇の〇〇の搬出には、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇等の〇〇〇〇や多種多様の〇〇〇が必要となってきた。現在は町内の大字〇〇地区で〇〇〇〇〇〇を設けて事業を展開しているが、〇〇〇〇から〇〇〇〇までは町内でも遠隔地のため〇〇〇の盗難の恐れがあり、近接地に適

地を検索したが見当たらないため、この度〇〇〇兼〇〇〇〇〇を設ける事で盗難防止等、管理、防犯性の向上が図れるではないか。申請地を選定した理由でございますが、申請地はかつて優良農地であったが、鳥取西部地震等により水はけが悪くなり、農業機械が田の中央で立ち往生するなど稲刈りに非常に労力を要していた。現在では最上部の圃場に少量の家庭消費野菜を作付けし、中、下段は自己保全管理で対応している。当該地を〇〇〇兼〇〇〇〇〇として活用できれば、居住地と隣接することで盗難防止などの防犯性は高くなる。周辺農地所有者からの承諾が得られ、隣接農地への被害防除対策も確実に図れると言う事で計画をされました。着手につきましては許可の日から1年以内と言う事で、完成は令和8年3月末を目標にしております。42ページに被害防除計画を掲載しております。1番、周辺農用地、排水路への土砂流出、たい積、崩壊等に対する対策、およびガス、粉塵、鉍煙の発生、湧水、湛水、汚濁水、捨石等による周辺農地の営農条件に支障を及ぼさないための措置と言う事で、現状のまま利用をさせて頂ければと思います。表土を剥ぎ取りましてその上に碎石を敷設して仕上げる。コ型のフリュームをL字に敷設して排水するという風にしております。被害防除措置と言う事で、カのその他にしておりますが、特に被害が生じるおそれはないため、現状の土地のまま利用する。雨水の排水計画についても自然流下と言う事と直接放流先は農業用水路にしておりますけれども排水路、取水の用水路には流し込まない様な計画ではあります。汚水排水計画ですが、生活雑排水は発生しませんのでその他にしております。5番の具体的な被害防除措置の内容、被害発生の恐れがない理由と言う事で、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇の保管することで近隣する農地に〇〇〇等の流入が懸念されるが、当該地の排水は、かつて稼働していた〇〇〇〇〇〇〇の雨水排水路に接続するため、雨水が近隣の水田に流入する恐れはないと考えます。周辺農地への日照、通風、通作業に支障を及ぼさないための被害防除措置と言う事で、〇〇〇〇、〇〇等で隣接する農地の日照権とかは影響を与える予定はございません。隣接地に影を落とす恐れはないと考えております。43ページには同意書と言う事で、それぞれの同意者から同意書を頂いております。よろしくお願ひします。

議 長： はい、以上説明をしました。本件については船越委員、浦部推進委員に補足説明をお願いします。

船 越： 2月4日に浦部推進委員さんと事務局長と3人で現地確認をさせていただきました。ここの場所は近隣は田んぼで33ページの図で見ますと閉じてある方が高くて、3枚の〇〇〇が結構な高さがありまして、そこを平らにしてという風な計画のようです。水路の関係も36ページにあります様に水路が流れていて、きちんと取水系を排水系が整っていますので、申請地は駐車場と言う事だけなので、そこで洗車とかはされないと言う様で、〇〇は自宅の隣でされるので、目的としては〇〇、〇〇〇〇と言う形でされると言う事なので特に問題はないかなと思ひました。浦部推進委員さんの方が専門で詳しいので補足をお願いします。

浦 部： はい、今ほとんど説明をして頂きましたけども、補足としては3段田んぼがありまして、段々になっておりますので、今回〇〇〇にされる所を切って表土剥ぎ取りと、多少上の田んぼを切り取りされてその土砂を上の方に持ち上げると言う事でしたので、法

面の高さとかありますので、その辺気を付けて下さいと言う面と排水が今まで通り取水排水に全く影響はないですけども、排水の方が表面の排水がきちんと排水路の方に流れるかと言う確認をさせてもらいましたけども、問題はないかなと言うところですので、よろしいのではないかなと思います。

議 長： ありがとうございます。それでは本件について質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。無いようですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。以上で本日の審議内容を終えさせていただきます。それではその他を一括で事務局よりお願いします。

事務局： 失礼します。その他（1）でございます。次回の農業委員会の総会、開会で会長が言われました、3月の総会については講演会を予定していると言う事で、3月14日木曜日、午前9時から防災情報センターの2階情報研修室でさせて頂ければと思います。（2）農地相談会、2月22日木曜日、午後1時30分から午後3時30分、江府町役場1階相談室で浦部推進委員さんと見山推進委員さんでお願いできればと思います。3月の農地相談会につきましては、3月28日木曜日、午後1時30分から午後3時30分、場所は江府町役場1階相談室で大岩委員さんと松本委員さんをお願いできればと思います。それからお手元に資料1から資料3までございます。資料1は江府町の農地の賃借料情報と言う事で町報の2月号に掲載をさせていただきます。資料2でございます。令和6年の農作業標準賃金他市町比較表を付けておりますのでご覧いただき3月の総会でご審議を頂きまして、町報を配るときにチラシを配布したいと思っております。資料3は農業委員会組織による能登半島地震の義援金の募集について、江府町農業委員会からも義援金を送金したいと思います。以上でございます。

議 長： ありがとうございます。それでは長時間ありがとうございました。以上を持ちまして2月期の総会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和      年      月      日

署名委員                      3 番委員

署名委員                      5 番委員